

新運整第19号の2
平成24年4月5日

貨物自動車運送事業者 各位

新潟運輸支局長

フェリー船内における事故防止対策の徹底について

事業用貨物自動車の事故防止対策の徹底については、以前から機会あるごとに注意喚起を図ってきたところですが、去る1月、フェリーターミナルに停泊中のフェリーの車両甲板において、トラクタとトレーラの連結作業を行っていた運転者が甲板傾斜により無人の状態動き出した当該車両を停止させようとして、車体と船体に全身を圧迫され死亡する事故が発生しました。

つきましては、同種事故の再発を防止するため、車両から離れる際には駐車ブレーキを作動させる等、基本的な運転操作を確実に実施するとともに、フェリーを利用する際には船内は若干の傾斜や揺動がある等、道路とは異なる環境であることを運転者に注意喚起されるようよろしくお願い致します。

本件における事故概要

【平成 24 年 1 月中旬】

フェリーターミナルに停泊中のフェリーの車両甲板において、トラクタとトレーラの連結作業を行っていた運転者がトレーラに乗り込み、船内作業員の誘導に従い発進しようとした。

その際、シャーシ側のエアホースバルブの未開放に気づき、サイドブレーキを掛けないまま運転席から降りてエアホースバルブを開放し、運転席に戻ろうとしたところ、甲板傾斜によりトレーラが無人の状態で動き出し、トレーラと車両甲板内壁の間に挟まれ、のち死亡した。